

変更届に係る注意事項(地域活動支援)

(R3.10.1変更)

1 届出について

登録を受けた事業者は、下記の事項に変更があった時は、その変更に係る事項について、必ず変更があった日から10日以内に届出が必要です。「変更届出書」(第4号様式)に添付書類(変更する事項により必要となる書類が異なります)をつけて、提出してください。

2 添付書類について

必要な添付書類 (変更後のもの)		変更の届出を要する事項											備考		
		法人の名称等、法人代表者の連	登記簿謄本	平面図(参考様式1)	事業所の外観及び内部の写真(参考様式14)	設備・備品等一覧表(参考様式2)	事業所建物の使用権限を証明する書類	地域連携・消防・建築に関する調査(参考様式22)	地図	運営規程	経歴書(参考様式3)	勤務形態一覧表(参考様式)		組織体制図(参考様式15)	従業者の資格を証明する書類
			※1							※2			※3		※ この他にも追加で書類の提出を求める場合がありますのでご了承願います。 ※ 随時様式を見直していますので、最新の様式をウェルネットなどでご確認ください。 ※ 届出の控えは事業所で必ず保管してください。
事業所	事業所の名称									○					事業所名が定款等で定められている場合には、定款等の写しが必要です。
	事業所の所在地			○	○	○	○	○	○	○					設備基準の確認が必要となりますので、必ず事前にご相談ください。 郵便番号が変更になった場合は変更届出書に記載してください。
	事業所の電話番号及びファックス番号	○													
申請者	申請者の名称	○	○												・変更届出書(第4号様式)の「変更の内容」の「変更前」「変更後」の欄は、「参考様式○のとおり」と記載してください。
	主たる事務所の所在地	○	○												
	主たる事務所の電話番号及びファックス番号	○													
	代表者の氏名	○	○	※5											
	代表者の住所	○	○												
登記事項(当該登録に係る事業に関するものに限る)			○												
事業所の平面図				○	○					○	※6				設備基準の確認が必要となりますので、必ず事前にご相談ください。
管理者	氏名、経歴									○	○	△			結婚等による名字の変更のみである場合には、経歴書(参考様式3)以外の書類は省略可。なお、名字を変更したことが分かる書類(免許証の表裏面の写しや戸籍抄本等)の添付が必要。
	住所														
指導員	氏名、経歴									○	○	○	△	○	※8
	住所									○	※7				
運営規程	事業の目的、運営方針									○					
	従業者の職種、員数及び職務の内容									○		○	△		
	営業日、営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間									○		○	△		
	主たる対象者									○					
	利用者から受領する費用の額									○					
	通常の事業の実施地域									○					
	緊急時の対応方法									○					
その他運営に関する重要事項										○					

- ※1 登記簿は発行後3ヶ月以内のもの。なお、提出期限までに添付できない場合は、後日追加提出する旨を付記すること。
- ※2 附則の施行日が変更年月日となっているものが必要。第4号様式の「変更の内容」に記入しきれない場合は、運営規程の新旧対照表(参考様式19)を添付する。
- ※3 1事業所のみ運営する法人については省略可。
- ※4 事業所建物が賃貸借物件の場合には、契約書等で建物の使用目的が事業所であることが分かる必要がある。
- ※5 法人登記事項証明書に代表者である旨が記載されていない場合は、代表者に選任されたことを示す書類(株主総会議事録の写し等)が必要。
- ※6 事業所の所在地の変更がなくとも、建物の増改築を伴う場合は添付を要する。(内部の間仕切り変更は消防関係のみ記載。部屋の用途変更等建物の形状の変更を伴わない場合は提出不要。)
- ※7 指導員の人数に変更がない場合は、添付は不要。
- ※8 社会福祉士主任任用資格要件に該当することが分かる書類又は2年以上介護等の業務に従事したことが確認できる実務経験証明書

3 提出先(提出は郵送で可)

郵便番号460-8508(住所不要) 名古屋市健康福祉局障害者支援課指定指導係指定担当 【問合せ・事前相談予約先】電話:052-972-3965 FAX:052-972-4149